

(平成27年3月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月 1 日から 60 年 12 月 1 日まで
② 昭和 62 年 4 月 1 日から 63 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 63 年 4 月 1 日から平成 5 年 10 月 1 日まで
④ 平成 5 年 11 月 5 日から 6 年 3 月 25 日まで
⑤ 平成 6 年 4 月 1 日から 9 年 11 月 1 日まで
⑥ 平成 9 年 11 月 15 日から 10 年 1 月 29 日まで
⑦ 平成 10 年 3 月 10 日から同年 4 月 8 日まで

申立期間①は、A市B区に在ったC社にD職として、申立期間②は、E市に在ったF社にD職として、申立期間③は、G市H区に事務所が在った「I」という事業所にD職として、申立期間④は、J市K区に在ったL社にM職として、申立期間⑤は、N県O市に在った「P」という事業所にD職として、申立期間⑥は、N県Q市に在った「R」という事業所にD職として、申立期間⑦は、S県に在った「T」という事業所にD職として、いろいろな現場を移りながら勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

これらの申立事業所より後に勤務した事業所については、申立期間当時と勤務形態が同じであるにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録及びU国民健康保険組合V事務所が提出した「第二種組合員加入届（台帳）」により、当該期間の大部分において、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録における申立人の被保険者区分

は「短期」となっており、前述の国民健康保険組合の台帳において、申立人は日雇労働者とされている「第二種組合員」となっていることが確認できる。

これらのことから、C社の事業主に、当該「短期」及び「第二種組合員」となっていた従業員に係る厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、当該事業主は、申立期間①当時の資料を保管していないとした上で、当時このような従業員については、日雇労働者であったと考えられ、厚生年金保険に加入させていなかったと思われる旨回答している。

また、申立人がC社において自身と同様の業務に従事していた同僚として氏名を挙げた3人については、オンライン記録では同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、被保険者原票及びオンライン記録により、C社に係る被保険者番号を確認したが、申立期間①当時において欠番は見当たらない。

- 2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及び申立人が提出したU国民健康保険組合の被保険者証により、当該期間の一部において、申立人がF社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、F社の申立期間②当時の事業主は、申立人に係る「健康保険日雇特例被保険者適用除外承認申請者名簿」、「第二種組合員加入届（控）」及び「第二種組合員脱退届（事業所控）」を提出した上で、「申立人は、健康保険法上の日雇特例被保険者の要件を満たす日雇労働者であったことから、厚生年金保険に加入させていない。」としている。

また、申立人がF社において自身と同様の業務に従事していた同僚として氏名を挙げた3人については、オンライン記録では同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、オンライン記録により、F社に係る被保険者番号を確認したが、申立期間②当時において欠番は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、G市H区に在った「I」という事業所に勤務した旨述べているが、オンライン記録において、「I」という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

また、W法務局に照会したが、同法務局は、事業所名に「I」を含む事業所については記録が無い旨回答していることから、申立事業所を特定することができない。

さらに、申立人が自身と同様の勤務形態であった同僚として氏名を挙げた者については、前述のとおり、「I」を特定することができないことから、当該同僚の厚生年金保険被保険者記録について確認することができない。

4 申立期間④について、雇用保険の被保険者記録により、申立人が当該期間において、X社（申立期間当時は、L社）に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、X社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間④当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の当時の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、オンライン記録により、L社に係る被保険者番号を確認したが、申立期間④当時において欠番は見当たらない。

5 申立期間⑤について、申立人は、O市に在った「P」という事業所に勤務した旨述べているが、オンライン記録において、当該期間に「P」という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

また、W法務局に照会したが、同法務局は、申立期間⑤において、「P」という名称の商業登記簿謄本は確認できない旨回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立期間⑤より前の昭和57年3月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている、O市に在った「Y」という名称の事業所が確認できるが、申立人は事業主の氏名を記憶していないことなどから、当該事業所が、申立人が勤務していたと主張する「P」であるか否かの推認をすることができない。

加えて、申立人が自身と同様の勤務形態であった同僚として氏名を挙げた者については、前述のとおり、「P」を特定できないことから、当該同僚の厚生年金保険被保険者記録について確認することができない。

6 申立期間⑥について、申立人は、Q市に在った「R」という事業所に勤務していた旨述べているところ、雇用保険の被保険者記録により、申立人が当該期間においてZ社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、Z社の元事業主は、申立期間⑥当時の資料を保管していない旨回答していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立人が「R」において自身と同様の業務に従事していた同僚として氏名を挙げた4人のうち3人は、オンライン記録ではZ社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、オンライン記録により、Z社に係る被保険者番号を確認したが、申立期間⑥当時において欠番は見当たらない。

7 申立期間⑦について、申立人は、S県に在った「T」という事業所に勤務していた旨述べているところ、雇用保険の被保険者記録により、申立人が当該期間においてa社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、a社の事業主は、申立期間⑦当時の資料を保管していない旨回答していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立人が「T」において自身と同様の業務に従事していた同僚として氏名を挙げた二人は、オンライン記録ではa社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、オンライン記録により、a社に係る被保険者番号を確認したが、申立期間⑦当時において欠番は見当たらない。

- 8 申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持しておらず、ほかに当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。